

# 平成29年度 長野県中小企業融資制度のご案内

県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さんのが安定した経営を行えるよう応援します。

## — お問い合わせ先 —

地域振興局 商工観光課	佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 ☎0267-63-3157	木 曾	〒397-8550 木曽郡木曽町福島2757-1 ☎0264-25-2228
	上 田	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 ☎0268-25-7140	松 本	〒390-0852 松本市大字島立1020 ☎0263-40-1932
	諏 訪	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10 ☎0266-57-2922	北アルプス	〒398-8602 大町市大町1058-2 ☎0261-23-6523
	上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 ☎0265-76-6829	長 野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 ☎026-234-9527
	南信州	〒395-0034 飯田市追手町2丁目678 ☎0265-53-0431	北 信	〒383-8515 中野市大字壁田955 ☎0269-23-0219
	長野県信用保証協会	保証統括部 〒 380-0838 長野市大字南長野県町 597-5 本店営業部 〒 380-0838 長野市大字南長野県町 597-5 松本支店 〒 390-0852 松本市大字島立 976-1 上田支店 〒 386-0025 上田市天神 3-4-8 飯田支店 〒 395-0084 飯田市鈴加町 2-19 諏訪支店 〒 392-0022 諏訪市高島 1-12-18 佐久支店 〒 385-0027 佐久市佐久平駅北 19-5 伊那支店 〒 396-0015 伊那市中央 4634-1 中野支店 〒 383-0025 中野市三好町 2-1-58	長 野	☎026-234-7680 ☎026-234-7271 ☎0263-47-1533 ☎0268-22-5914 ☎0265-52-1522 ☎0266-52-1946 ☎0267-68-8484 ☎0265-72-6148 ☎0269-22-4528
取扱金融機関	県内に本・支店のある銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、県信連、保証協会と契約のある農協			
セーフティネット保証の認定	各市町村の商工担当課			
商工関係団体	商工会議所、商工会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会			



しあわせ信州

※このパンフレットの内容は、平成29年4月現在の内容ですので、最新の内容は県ホームページ等でご確認ください。産業立地・経営支援課又は地域振興局商工観光課までお問い合わせください。

長野県産業労働部産業立地・経営支援課

(長野県庁5階 ☎ 026-235-7200)

# 平成 29 年度 長野県中小企業融資制度一覧

資金名	資金の特徴	貸付対象者	資金使途
中小企業振興資金	一般枠	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方	設備 運転
	短期継続融資枠 <b>新設</b>	事業資金をスピーディーに調達  恒常に必要となる運転資金を継続して調達しようとする方 ◇恒常に必要となる運転資金(正常運転資金)＝「売上債権+棚卸資産－買入債務」 ◇返済期日に正常運転資金の範囲内で借換申込が可能な資金	運転
	流動資産担保枠	運転資金を必要とする方で、流動資産を担保とした保証を利用する方	運転
	しあわせ信州創造枠 <b>拡大</b>	上記3資金(枠)を利用する方で、次のいずれかの制度の認証又は認定を受けた方 ◇「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証 ◇「消防団協力事業所表示制度」認定 ◇「健康経営優良法人認定制度」認定	
経営健全化支援資金	経営安定対策	(1) セーフティネット保証7号に該当する方 (2) 「経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている方」で下記のいずれかに該当し、経営向上に取り組む方(知事特認) ア 最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が過去3年いずれかの同期に比べ0又は減少 イ 最近6か月間の売上高又は収益性が前年同期に比べ0又は減少 ウ 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ0又は減少	
	特別経営安定対策	(1) セーフティネット保証1～6号・8号に該当する方 (2) 倒産企業との間で、経常的な取引関係が存在し、下記のいずれかに該当する方(倒産企業への債権を保有する方) ア 倒産企業との取引依存度が20%以上であって、当該倒産企業に対する回収困難な売掛金債権等を有する方 イ 倒産企業に対して300万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する方 (3) 東日本大震災復興緊急保証を利用する方 (4) 「経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている方」で下記のいずれかに該当し、経営向上に取り組む方(知事特認) ア 最近3か月間の売上高が前年同期に比べ5%以上減少 イ 最近3か月間の売上高が前年同期に比べ0又は減少しており、かつ、直近決算期の収益性が0%以下で次の式を満たすこと (1期前の決算期の収益性－直近決算期の収益性) ≥ 1.5% ウ 急激な為替相場の変動の影響に伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の1か月又は、前年同月に比べ5%以上減少 エ 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月若しくは前年同月に比べ5%以上減少	設備 運転
	災害対策	暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書を受けた方	設備 運転

貸付限度	貸付期間上限 ( )内は 土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率	資金のポイント
1億円	7年(15年) <据置1年>			
5,000万円	5年[借換10年] <据置6か月> <借換は据置1年> <b>借換 拡大</b>	2.1% 1年以内 1.8%	2.2%以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇スピーディーな調達が可能</li> <li>◇既存県制度融資の借換が可能</li> <li>※借換後の貸付期間は1年超となる。短期資金への借換は短期継続融資枠を利用</li> </ul>
3,000万円	1年	1.8%		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇毎月の返済が不要</li> <li>◇申込中小企業者との間に与信取引が3年以上ある金融機関で申込が可能</li> <li>◇原則、直近決算における正常運転資金額を上限とする</li> <li>◇貸借対照表未作成の方は月売上高の2か月分を上限とする</li> <li>◇返済期日に算出した正常運転資金額が借入残高を下回った場合、算出した正常運転資金額の範囲内で借換申込可能</li> </ul>
5,000万円	1年	1.8%	0.68%	◇売掛債権や棚卸資産を担保とすることで、 <b>資金調達枠が 拡大</b>
	上記資金(枠) の利率から ▲0.2%			◇各認証等を取得している中小企業者は貸付利率を引下げ
6,000万円 8,000万円 <b>限度額 統合</b>	10年 <据置1年> 7年[借換10年] <据置1年> <b>借換 拡大</b>	1.9%  0.44%以内 セーフティ ネット保証利 用の場合自己 負担無し  1.6% 貸付対象者(3) は1.3%		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇信用保証料の自己負担無し (セーフティネット保証利用の場合)</li> <li>◇保証料補給のある既存県制度融資の借換が可能 (借換後も保証料補給あり)</li> <li>◇知事特認の「最近3か月」とは、4月申込みの場合、1～3月、12～2月、11～1月の期間のうち、試算表等で売上高を確認できる期間で最も申込日に近い期間とする。「最近6か月」の考え方も同様</li> </ul>
3,000万円	10年(15年) <据置1年>			◇災害により事業活動に支障が生じている中小企業者が、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要な設備資金、運転資金が貸付対象となる
3,000万円	7年 <据置1年>	1.1%	0.44%以内	

資金名	資金の特徴	貸付対象者	資金使途	
地方創生推進資金	創業支援向け	創業前後の事業資金を調達	(1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 (2) 創業した日から5年未満である方 (3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	設備 運転
	事業展開向け <b>拡大</b>	経営力向上計画 経営革新計画に基づき資金調達 新製品の開発 事業の多角化 事業承継のために資金調達	(1) 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方 (2) 事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする方 (3) 既存事業を譲り受けようとする方	設備 運転
	地域活性化向け	地域を活性化する取組に係る資金調達	(1) 商店街の空き店舗に出店しようとする方又は出店後1年以内の方 (2) 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 (3) 観光施設の整備により、観光地の活性化を図ろうとする方 (4) 障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方	設備 運転
	企業立地向け	工場等の新設・移転や設備の更新・増強のために資金調達	(1) 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方 (2) I C T 産業等立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする方	設備
			(3) 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方 (4) 県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方	設備 運転
	次世代産業向け <b>拡大</b>	次世代産業に参入するために資金調達	(1) 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方  (2) 上記(1)のうち、航空宇宙産業に係る製品、医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造し、試作開発から資金回収まで相応の期間を要する方	設備 運転 設備 運転
新事業活性化資金	防災・安全対策向け	防災対策のために資金調達	(1) 事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方 (2) 旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 (3) 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 (4) 事業継続計画(BCP)の策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方	設備 運転
	節電・省エネ対策向け	節電・省エネルギー対策のために資金調達	節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方	設備 運転
	海外展開向け	海外への事業展開のために資金調達	県内に本社機能を有する方で、海外へ事業展開を図ろうとする方	設備 運転
経営改善サポート資金	外部の専門家の支援を受け、経営基盤を強化するために資金調達	経営サポート会議による検討や中小企業再生支援協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方等で、事業再生計画実施関連保証を利用する方	設備 運転	
	再生支援資金	事業再生のために資金調達	法的な再建手続きを行っており、金融機関等の支援が得られ、事業再建に合理的な見通しが認められる方で、事業再生を目的とした保証を利用する方等	運転

貸付限度	貸付期間上限 ( )内は 土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率	資金のポイント
3,000万円	10年 <据置1年>	1.1%	0.44%以内 (創業関連保証・ 創業等関連保証 利用の場合自己 負担無し)	◇創業後5年未満の方も貸付対象 ◇ <b>信用保証料の自己負担無し</b> (創業等関連保証、創業関 連保証利用の場合) ◇貸付対象者(1)の方は、設備・運転の合計で、1,000万円+自 己資金の範囲内で1,500万円の最大2,500万円が貸付限 度
1,500万円	5年 <据置1年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置1年>	1.7% 貸付対象者 (3)は1.1%		◇ <b>経営力向上計画</b> の認定を受けた方を対象者に追加 ◇ <b>事業承継</b> のための資金は <b>利率優遇</b> (1.1%) ◇経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定を受けた方は 当該計画の添付により、事業計画書の添付を省略可能
3,000万円	7年 <据置1年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置1年>	1.7% 貸付対象者(2) のうち伝統的 の工芸品を製造 する方は1.4%	0.44%以内	◇貸付対象者(1)の方は、店舗取得・改修・賃借、当該店舗に係 る什器・備品・商品仕入れ、賃金その他経費支払のための資 金が貸付対象 ◇貸付対象者(2)の方は、新商品開発、生産体制の整備、需要開 拓、販路拡大、伝統的工芸品の後継者育成等、伝統的工芸品 の原材料の確保等に関する資金が貸付対象
3億円	15年 <据置3年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置2年>	1.4%		◇ <b>工業団地へ新設・移転・設備導入</b> 等を推進 ◇土地取得又は造成費用について貸付を受けた場合は、原則 1年以内に建物の工事に着工すること ※地方公共団体等と立地にかかる契約に特別の定めがある 場合は、その期間内に建物の工事に着工、操業をすること ◇運転資金は設備導入する際に必要となるものが貸付対象 (運転資金の単独利用は不可)
3,000万円	7年 <据置1年>			
1億円	10年(15年) <据置2年>	1.4%		◇ <b>航空宇宙産業</b> 等の次世代産業分野への参入を推進 ◇「これから事業転換または新規参入を図る方」とは具体的な 事業転換計画又は他分野からの新規参入計画を作成した方 ◇貸付対象者(1)の事業転換又は新規参入後間もない方とは、 進出後5年未満の方 ◇貸付対象者(2)のうち航空宇宙産業に係る製品を製造する 方は進出後5年以降でも利用可能
3,000万円	7年 <据置1年>			
1億5,000万円	15年(18年) <据置5年>			
5,000万円	12年 <据置5年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置2年>	1.9%	0.44%以内	◇耐震補強工事を行う場合は、事業用部分のみが貸付対象 ◇機械転倒防止対策を行う場合、新規設備購入及びそれに伴 う据付は貸付対象外 ◇貸付対象者(3)の方は、施設の新築増改築に伴うものは貸付 対象外 ◇貸付対象者(4)の方は、事業継続計画策定のための費用及び 計画に基づく対策に必要な費用が貸付対象
3,000万円	7年 <据置1年>			
設備・運転の合計で 5,000万円	10年 <据置2年>	1.6%	0.42%以内	◇運転資金は固定資産計上されない設備の導入に係る費用 に限り貸付対象 ◇自社で使用する電力に係る節電・省エネ設備が対象 ※売電事業を行うための設備は次世代産業向けの対象
1億円	10年(15年) <据置1年>			
3,000万円	5年 <据置1年>	1.9%	1.32%以内	◇現在の事業の縮小、県内事務所の閉鎖、従業員の雇用調整を 伴わないものが対象
設備・運転の合計で 1億5,000万円	15年 <据置1年>	1.6%	自己負担無し	◇ <b>事業再生計画の実施に必要な資金</b> が貸付対象 ◇ <b>信用保証料の自己負担無し</b> ◇既存県制度融資の借換が可能 ◇事業再生計画の精査に時間を要する場合がある
5,000万円	10年 <据置1年>	金融機関所定	1.32%以内	◇事業再生円滑化関連保証利用の場合は、運転資金3年 (据置無し)

# 長野県中小企業融資制度の概要

## 【1】中小企業者の範囲

業種	資本金	従業員数
下記以外の産業	3億円以下	300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

(資本金又は従業員数のどちらか一方該当すれば対象となります。)  
※原則として県内に事業所等があり、県内において1年以上継続して事業を営んでいる必要があります(新規開業予定者を対象としている資金もあります)。

## 【3】制度融資の仕組み

- 信用保証協会の保証付き融資となります(一部資金を除く)。
- 制度融資の申込前に金融機関、信用保証協会に対し事前に相談が必要となります。
- 相談窓口は金融機関、商工会議所、商工会となります。
- 県内に本支店のある金融機関で利用が可能です。(都市銀行、地方銀行、第2地方銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、県信連及び信用保証協会と契約のある農協)
- 制度融資は長期・固定・低利の貸付を特徴としており、短期資金のメニューを除き1年を超える期間の貸付となります。
- 次の場合は設備資金の対象となりません。
  - ・貸借対照表の固定資産に計上されないもの
  - ・不動産のうち、先行投資的又は過剰投資的なもの
  - ・設備設置日等から相当な期間代金未払いが続いたもの

## 【2】ご利用できない方

- ◇農林漁業、風俗営業飲食業の一部、公益法人、社会福祉法人、学校法人等
- ◇信用保証協会等で行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない方(事業再生保証は除く)
- ◇手形の不渡り事故を起こし銀行取引停止処分を受けている方
- ◇許可等が必要な業種でこれを受けていない方
- ◇公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方
- ◇制度融資を不正に利用したことがある方
- ◇経営継続の見込みのない方
- ◇悪質な税滞納のある方
- ◇営業と家計が分離していない方
- ◇経営内容が投機的である方
- ◇医業・歯科医業の方及びNPO法人の方のうち、市町村で貸付対象者としていない方(貸付対象者となる場合は各市町村にお問合せください)

## 【4】連帯保証人・担保の取り扱い

- ◇連帯保証人  
法人代表者を除き、原則として不要ですが、次の方を連帯保証人とする場合があります。
  - 1 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、申込者(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者
  - 2 本人又は代表者に健康上の理由がある場合の事業承継予定者
  - 3 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、当該協力者等
- ◇担保  
原則として金融機関及び信用保証協会の必要に応じて徴することとなります。

## 【5】信用保証料補給割合について

- ◇県・市町村の保証料補給のある資金における補給割合は次のとおりです。  
経営健全化支援資金、地方創生推進資金、新事業活性化資金(海外展開向け除く)

信用保証料率	割引	補給割合(県)	補給割合(市町村)	中小企業者支払い分 保証料割合
(責任共有制度対象) 0.35%~1.90%	有担保 △0.10%	2/5	2/5	1/5
(責任共有制度対象外) 0.40%~2.20%	中小企業会計 △0.10%			

※セーフティネット保証や経営改善サポート資金等、県・市町村の全額補給により中小企業者負担が無い場合があります。  
◇新事業活性化資金(海外展開向け)、再生支援資金は県のみ信用保証料の補給があります。  
◇中小企業振興資金については信用保証料の補給はありません。

# 長野県中小企業融資制度の貸付対象者の詳細内容

## 【1】地方創生推進資金（事業展開向け）

■ 「新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする方」とは次のいずれかに該当する方

- 1 中小企業等経営強化法の認定事業者（経営革新計画の承認、異分野連携新事業分野開拓計画の認定、経営力向上計画の認定を受けた方）
- 2 新たな研究開発・事業展開による技術・製品・サービス等が、機能、用途、性能等（サービス等にあっては、内容、手段、効率性等）において、従来にない特徴を有し、当該事業の属する業界又は財・サービスを供給する市場等における新しい活動を誘引する等先導的な役割を果たすと見込まれるもの

■ 「事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする方」とは次の全てに該当する方

- 1 現在の事業と日本標準産業分類の細分類（4ケタ分類）において、異なる分類に属すること。  
ただし、同一の分類に属する場合は、商品の機能、性能及びサービス等の大幅な改善を行い市場の多角化等を行う場合に限るものであること
- 2 新たな事業分野は進出後の全事業活動のおおむね 20%以上を占めるものであること（事業活動の割合の算定は、生産額、取引額又は付加価値額による）※付加価値額＝人件費+減価償却費+営業損益
- 3 新たな事業分野は将来の発展が確実に見込め、また、当該事業分野の経営ノウハウ等を十分保有できると見込めるものであること
- 4 下請事業者にあっては、親事業者からの単なる発注品目の変更によるものでないこと

■ 「既存事業を譲り受けようとする方」とは次のいずれかに該当する方

- 1 既存事業を譲り受け、事業継続又は当該事業により事業の拡大を行おうとする方
- 2 事業引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方
- 3 経営承継関連保証を利用する方

## 【2】地方創生推進資金（地域活性化向け）

■ 「県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方」とは、次のいずれかの製品を製造しようとする方

- 1 寒 天 2 水産加工品 3 野菜果実瓶缶詰 4 潬 物 5 味 噌 6 醬 油 7 和菓子 8 ワイン 9 清 酒
- 10 地ビール 11 そば 12 凍豆腐 13 生 糸 14 信州紬 15 染 色 16 和 紙 17 水 引
- 18 竹・籐・杞柳・わら・あけび蔓細工 19 家 具 20 仏壇・神具 21 木彫品 22 ギター 23 漆 器 24 スキー
- 25 木工芸品 26 瓦 27 燃 物 28 石材加工品 29 信州鋸 30 打刃物 31 煙 火
- 32 その他知事が適当と認めるもの

■ 「観光施設の整備により、観光地の活性化を図ろうとする方」とは、次のいずれかの観光施設の整備を行おうとする方

対象施設	施設例
スポーツ施設	スキー場、グラウンド、体育館、テニスコート、プール 等
温泉施設	天然温泉浴場、温泉旅館 等
文化施設	クラフト施設、物産館 等
その他の施設	観光施設として認められたもの

■ 「障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方」とは、次のいずれかの設備、また、これらと併せた建物の整備をする方

対象施設	傾斜路、自動ドア、障害者等の利用に配慮したトイレ 障害者等の利用に配慮したエレベーター

## 【3】地方創生推進資金（企業立地向け）

■ 「工業団地」とは、次のいずれかをいう

- 1 地方公共団体又は地方公共団体が 50%以上出資している法人が取得又は造成した工業団地
- 2 農村地域工業等導入促進法第5条に規定する工業を導入すべき地区
- 3 都市計画法第8条に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域
- 4 その他知事が適当と認めた地域

#### 【4】新事業活性化資金（節電・省エネ対策向け）

■「節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方」とは、次のいずれかの設備の設置、改造又は修理を行おうとする方

- 1 省エネルギー型照明設備（LED照明への切り替え、照明反射板の設置に限る）
- 2 エネルギーの使用の合理化に資する施設（中小企業信用保険法施行規則別表第二の一に掲げるエネルギー対策保証の対象となる120施設）
- 3 非化石エネルギーを使用する施設（中小企業信用保険法施行規則別表第二の二に掲げるエネルギー対策保証の対象となる7施設）

#### 【5】新事業活性化資金（海外展開向け）

■「県内に本社機能を有する方で、海外へ事業展開を図ろうとする方」とは、次のいずれかの方

- 1 出資割合が10%以上となる場合における外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得を行おうとする方
- 2 出資割合が10%以上である又は永続的な関係がある外国法人の発行に係る証券等の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付を行おうとする方
- 3 外国における支店、工場等の設置又は拡張を行おうとする方
- 4 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育又は調査を行おうとする方

#### 【6】経営改善サポート資金

■「経営サポート会議による検討や中小企業再生支援協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方等で、事業再生計画実施関連保証を利用する方」とは、次に例示する計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方

- 1 認定支援機関（中小企業再生支援協議会等）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画  
※認定経営革新等支援機関（認定された税理士や金融機関）とは異なります
- 2 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

※その他の貸付対象者については、地域振興局商工観光課までお問合せ下さい。

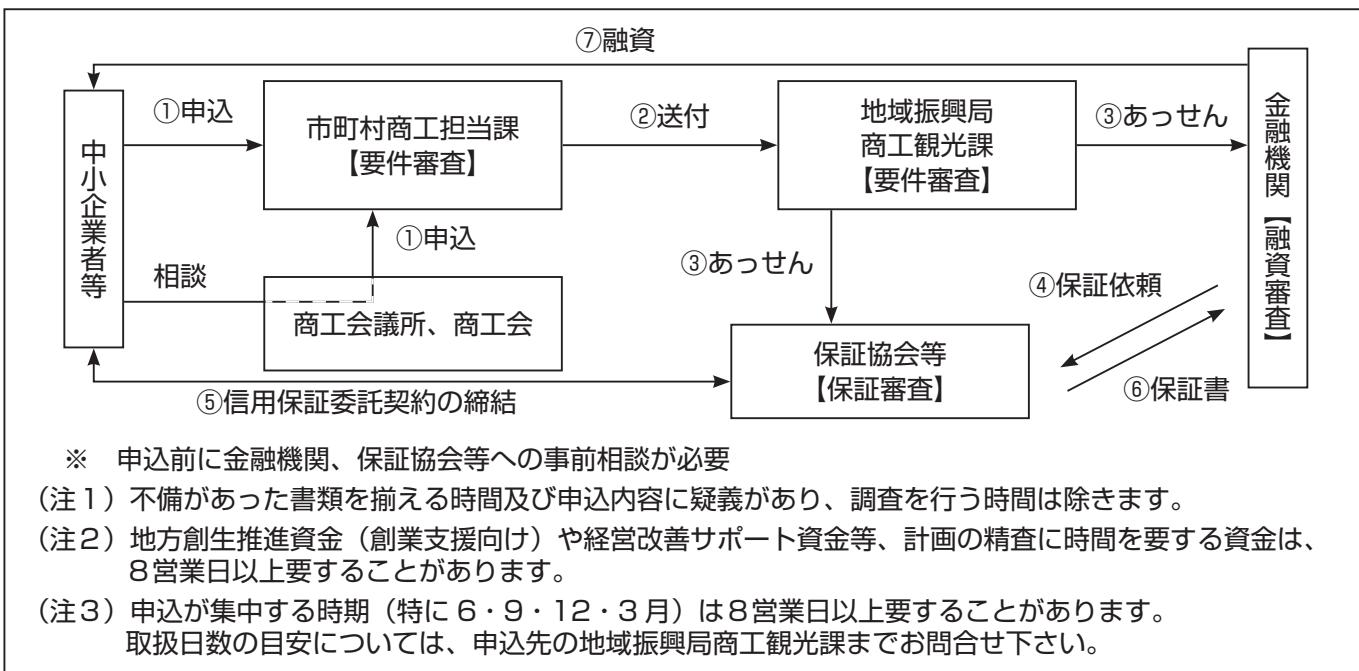
### 長野県中小企業融資制度の県があっせんまでのスケジュール

#### 【1】制度融資の申込みの流れ（県があっせんし、県及び市町村が保証料補給を行う資金）

①の市町村への申込日を起算日とし、③までの審査に要する標準的な取扱日数は8営業日程度です。

商工会議所、商工会を通して申込むこともできますが、申込日は市町村の窓口へ提出した日となります。

申込書類に不備がある場合、市町村の申込受付ができなかったり、上記以上に時間を要したりするため、書類の添付漏れや記入漏れに十分ご注意ください。なお、添付書類や書類の記入方法について、不明な点がある場合はあらかじめ地域振興局商工観光課までお問合せ下さい。





## 融資あつせん申込書

## 記入例

平成 29 年 4 月 10 日

長野県知事様

保証の申込  
この申込書を  
もって、長野県  
信用保証協会に  
対する保証申込  
書に代えます。

所在地 長野市大字南長野字幅下692-2  
(ふりがな) (ながのさんぎょう かぶしきがいしゃ)  
企業名 長野産業 株式会社  
(ふりがな) (ながの たろう)  
代表者名 長野 太郎 (印)

(個人の場合)住所

電話番号 (026) 111 - XXXXX

生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日

申込資金名	経営健全化支援資金(特別経営安定対策) 利率 1.6 %				申込金額	10,000,000 円		
借入希望時期	平成 29 年 4 月 28 日				借入希望金融機関名	〇〇銀行 〇〇支店		
あつせん希望日	平成 29 年 4 月 19 日				※あつせん希望日は申込金融機関にお問合せのうえ、 必要があれば記入してください。			
借入期間	12 カ月据置 72 回月賦返済 (計 84 カ月)				資金使途	<input checked="" type="checkbox"/> 設備資金 <input type="checkbox"/> 運転資金		
資金を必要とする理由 (具体的に)	(運転資金の例) 諸経費支払資金 (設備資金の例) マシニングセンタ購入のため						許可等 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/> 有 (当該事業に係る許可証等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)	
	設備資金の場合 代金支払予定日 平成 29 年 5 月 1 日							
資金調達方法	総所要額	内訳	本件申込金額	自己資金	その他	自己資金・その他の資金の調達方法		
	16,000 千円		10,000 千円	1,000 千円	5,000 千円	自己資金は預金にて その他は別口制度融資申込にて		
企業の状況 (～29年4月1日現在) 現状 年引間状況	業種	自動車部品製造業	従業員員数	常用(役員・家族除く) 常用(役員・家族) 臨時(パート含む)	15 名 3 名 40 名	取扱自動車部品目	後継者 有 後継者の間柄	開業年月 昭和 50 年 1 月 長男
	主要仕入先(市町村) A工業 (長野市) B産業 (長野市) C商事 (長野市)	仕入額		支払方法		主要販売先(市町村) D自動車 (長野市)	販売額 10,000 千円	回収方法 現金 50 %
		8,000 千円		現金 50 %		E自動車 (長野市)	9,000 千円	手形 50 %
		7,000 千円		手形 50 %		F自動車 (長野市)	8,000 千円	サイト 90 日
		6,000 千円		サイト 90 日				
連帯保証人	住所	長野市〇〇〇〇						
	(ふりがな) 氏名	(ながの たろう)						
	生年月日	昭和 30 年 4 月 1 日				年 月 日		
	電話番号	(026) 000 - XXXXX				( ) -		
	職業及び勤務先	当社						
	申込人との関係	代表者						
	年 収	5,000 千円				千円		
	資産 土 地	50 坪 10,000 千円				坪 千円		
建 物	30 坪 12,000 千円				坪 千円			
負 債 借入金	20,000 千円				千円			

## (記入上の留意事項)

1 申込者が中小企業団体等の場合は、企業の状況の従業員数欄に組合員数を併記してください。

2 この申込に伴って収集する個人情報はこの申込に対応するとともに、中小企業経営指導及び分析に資するために使用します。

3 \*印欄は記入の必要はありません。

* 本申込を適當と認め、保証協会等の保証貸付に付されたときは、長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱(平成15年3月31日付14産振第608号)第3に規定する補給金と同額を負担します。 年 月 日 市町村長 (印)	* 第 年 月 日 様 地域振興局長 (印) 本申込について、中小企業融資規程の定めるところによりあつせんします。 (貸付利率 年 %適用)
--	---

# 長野県中小企業融資制度申込書類一覧

◆：各資金等の必須申込書類  
◇：各資金等で必要な場合がある申込書類

共通申込書類		注意点等	部数
全資金共通	◆融資あっせん申込書【様式第1号】 (中小企業振興資金は融資申込書【様式第1号の2】)	■資金の必要理由は具体的に記入 ■借換の場合、「資金を必要とする理由」欄に、借換である旨、借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日、借入残高を記入	4 中小企業振興資金は2部
	◇貸借対照表、損益計算書(直近決算期分) ◇試算表(決算後6か月以上経過の場合)	■中小企業振興資金は添付不要	2
	◇県税及び市町村税の納税証明書(未納が無いことの証明書)	■1部正本、他は写し ■県税全て及び市町村税の定める税目で滞納が無いこと ■中小企業振興資金は添付不要	4
	◇許可証等の写し(許可証等の取得が必要な業種の場合)	■許可等の種類ごとに主たる事業所分を添付 ■設備未完成等で許可取得できない場合、信用保証協会への念書を申込時に添付 ■許可証等の名義人と申込される方は原則同一となる(名義が異なる場合は申込前に地域振興局まで要相談)	4
設備資金の場合	◆設計設備計画図、見積書、カタログ等の写し ◇建築確認済証の写し(貸付対象が建物の場合) ◇土地売買契約書案等、土地の価格が確認できる書類(貸付対象が土地の場合) ◇設備設置場所の略図(事業所以外の場所に設置する場合)	■見積書の内訳書がある場合、合計金額を確認 ■見積書の宛名は申込人名と同一、見積業者印漏れ、有効期限に注意	4
資金別申込書類		注意点等	部数
中小企業振興資金	◆中小企業振興資金(短期継続融資枠)運転資金確認票【様式第2号】		2
	次のいずれかの認証(認定)を受けた方 ◇職場いきいきアドバンスカンパニー認証書の写し ◇市町村が発行した消防団協力事業所に係る認定通知書の写し ◇消防団協力事業所表示制度確認書【様式第3号の2】(市町村の認定通知書が添付できない場合) ◇健康経営優良法人認定書の写し	■認証書等の期限に注意	2
経営健全化支援資金	◆経営向上計画書【様式第13号】 <b>セーフティネット保証を利用する方</b> ◇市町村長の発行する特定中小企業者の認定書 <b>知事特認に該当する方</b> ◇経営向上計画に係る意見書【様式第14号】(小規模事業者及び中小企業団体等の場合) ◇試算表等、要件に該当することを確認できる書類の写し(試算表等を作成していない場合、中小企業者作成の売上推移表に税理士や商工会指導員等の確認を受けたものでも可) <b>倒産企業への債権を保有する方</b> ◇倒産企業との取引状況及び回収困難債権額を確認できる書類の写し <b>東日本大震災復興緊急保証を利用する方</b> ◇東日本大震災復興緊急保証中小企業者であることの市町村長の認定書	■セーフティネット保証利用の場合、認定書の有効期限内に市町村へ申込むこと ■経営向上計画書は今期に比べ、3年後を目途に、売上高又は収益性が増加する計画となる ■東日本大震災復興緊急保証を利用する方は、経営向上計画書の添付不要	4
	◆市町村長等の発行する災害証明書		4

◆ : 各資金等の必須申込書類  
 ◇ : 各資金等で必要な場合がある申込書類

資金別申込書類		注意点等	部数
地方創生推進資金	創業支援向け	<p><b>新規開業予定者に該当する方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇創業計画書【様式第15号】</li> <li>◇創業計画に関する意見書【様式第16号】※分社化する方は除く</li> <li>◇事業を営んでいない個人であった事実を証する書類（前職の源泉徴収票等）※分社化する方は除く</li> <li>◇自己資金の確認書類（創業等関連保証を利用する方）</li> </ul> <p><b>新規開業者に該当する方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇開業届（開業届提出前の場合は、賃貸契約書や商品売買契約書等の客観着手を確認する書類）又は商業登記簿謄本の写し</li> <li>◇次の①～③のいずれかの書類                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①創業計画書【様式第15号】（法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的着手後から、売上発生するまでの期間の方）</li> <li>②収支等計画書【様式第17号】（売上発生から決算書を作成するまでの方）※売上発生後間もない時点の申込の場合、信用保証協会から創業計画書の添付を求められる場合があり、その場合、収支等計画書は添付不要</li> <li>③貸借対照表、損益計算書（決算書作成済の方）</li> </ul> </li> </ul>	4
	事業展開向け	<p>◇事業計画書【様式第18号～第18号の3】</p> <p><b>次の各計画の承認又は認定を受けた方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①経営革新計画の承認申請書、承認書の写し</li> <li>②異分野連携新事業分野開拓計画の認定申請書、認定書の写し</li> <li>③経営力向上計画の認定申請書、認定書の写し</li> </ul> <p><b>既存事業を譲り受けようとする方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業承継同意書【様式第24号】</li> <li>◇事業引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画書（同事業承継計画を策定した方）</li> <li>◇経営承継関連保証に係る都道府県知事の認定書等（経営承継関連保証を利用する方）</li> </ul>	4
	地域活性化向け	◇事業計画書【様式第19号～第19号の3】	4
	企業立地向け	<p>◇事業計画書【様式第20号～第20号の3】</p> <p><b>ICT産業等立地助成金の事業認定を受けた方</b></p> <p>◇ICT産業等立地助成金認定通知書の写し</p>	4
	次世代産業向け	<p>◆事業計画書【様式第21号～第21号の2】</p> <p><b>売電設備資金を申込む方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇経済産業省（若しくは一般社団法人太陽光発電協会等）の認定通知書</li> <li>◇電力会社への系統連系申込書兼電力販売申込書 等</li> </ul>	4

◆ : 各資金等の必須申込書類  
 ◇ : 各資金等で必要な場合がある申込書類

資金別申込書類			注意点等	部数
新事業活性化資金	防災・安全対策向け	<p>◆事業計画書【様式第22号～第22号の4】</p> <p><b>耐震補強改修工事を行う方</b></p> <p>◇耐震診断結果書類の写し</p> <p><b>BCPに基づく対策を講じる方</b></p> <p>◇事業継続計画書（BCP）の写し</p>		4
	節電・省エネ対策向け	<p>◆設計設備計画図、見積書、カタログ等の写し（運転資金においても必要）</p>	<p>■太陽光発電設備資金の場合、設置場所の登記簿謄本、農地転用を確認できる書類、賃貸契約書の写し等の提出を依頼することがあります</p> <p>■太陽光発電設備を導入し、一部自家消費、残りを売電する場合は、次世代産業向けとなります</p>	4
	海外展開向け	◆事業計画書【様式第23号～第23号の4】		3
経営改善サポート資金		<p>◆貸付対象者に記載のいずれかに該当する計画書の写し</p> <p>◇債権者の合意書の写し（書面で合意がなされた場合）</p>	<p>■計画書は申込日の概ね3ヶ月以内に作成したもの</p> <p>■計画書に記載された資金の申込みであること</p> <p>■設備資金・運転資金の一括申込ができる（貸付期間が同一の場合）</p>	4
再生支援資金		<p><b>支援を受けて事業再生計画を策定した方</b></p> <p>◇貸付対象者に定める支援者から事業再生計画策定の支援を受けたことを証する書類</p> <p>◇策定した事業再生計画書の写し</p> <p>◇事業再生計画案に対する全ての債権者の同意書の写し</p> <p>◇再生支援資金の利用に関する同意書【様式第25号】</p> <p><b>事業再生円滑化関連保証を利用する方</b></p> <p>◇長野県中小企業再生支援協議会が再生計画の作成について指導又は助言を開始したことを証する書類</p> <p><b>事業再生保証を利用する方</b></p> <p>◇監督委員又は管財人の同意を得て作成された、再生支援資金の利用に関する同意書【様式第25号の2】</p>		3
信用保証協会への申込書類			注意点等	部数
共通書類		<p>◆信用保証委託契約書</p> <p>◆個人情報の同意書</p> <p>◆印鑑証明書（3ヶ月以内で契約日以前に取得したもの）</p> <p>◆「保証協会団信」加入希望確認書</p> <p>◇従業員数確認書類（従業員数が一定規模以上の会社に限る）</p>	<p>■印鑑証明書は金融機関の原本証明で、写しの添付可</p> <p>■各者の住所・氏名は印鑑証明書と一致</p>	1
信用保証協会を初めて利用する場合		<p>◆定款の写し</p> <p>◆商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）</p> <p>◆代表者の住民票（3ヶ月以内のもの）</p>		1
その他		県、市町村、金融機関、信用保証協会に対し、その他審査に必要な書類の提出を求められることがあります		

※【様式第〇号】と記載があるものは長野県公式ホームページからダウンロードできます。

長野県公式ホームページ 長野県中小企業融資制度（融資手続等）

<http://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/kinyu/chusyo-yushi/tetsuzuki.html#shorui>

# 長野県信用保証協会の保証制度

信用保証協会とは、信用保証協会法に基づいて設立された特殊法人です。中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の借入をする場合、その借入がスムーズに行われるよう公的な「保証人」となり、健全な企業の存続・発展をお手伝いする機関です。

## 【ご利用できる方】

- 業種 中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業・サービス業のほとんどの業種を営む方がご利用できます。ただし農林・漁業、金融業・保険業など一部の業種はご利用できません。
- 許認可 許認可等を必要とする事業については許認可等を受けていることが必要となります。

## 【資金用途】

事業に必要な運転資金および設備資金が対象となります。

## 【保証限度額】

○個人・法人 2億8,000万円（普通保証2億円、無担保保証8,000万円）

○組合 4億8,000万円（普通保証4億円、無担保保証8,000万円）

※このほか、セーフティネット保証など、上記と別枠となる保証もあります。

## 【保証料】

主な保証制度の料率は下表のとおり9段階です。

○貸借対照表を作成されている方： 経営状況等に応じ、区分1～9の各料率を適用

○貸借対照表を作成されていない方： 区分5の料率を適用

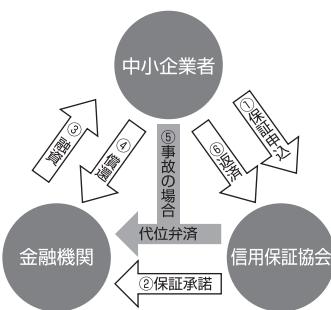
○責任共有制度（※）の対象となると、保証協会の100%保証ではないため保証料率が低減された「責任共有保証料率」が適用されます。

	保証料率区分(単位:%)								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(省エネ節電・新規応援、設備応援みらい)	(1.80)	(1.65)	(1.45)	(1.25)	(1.05)	(0.90)	(0.70)	(0.50)	(0.35)
(信州みらいチャレンジ、災害緊急特別)	(1.70)	(1.55)	(1.35)	(1.15)	(0.95)	(0.80)	(0.60)	(0.40)	(0.25)
(特定社債)	(1.30)	(1.15)	(1.00)	(0.85)	(0.75)	(0.70)	(0.60)	(0.50)	(0.35)
(地方創生社債)	(1.26)	(1.11)	(0.96)	(0.81)	(0.71)	(0.66)	(0.56)	(0.46)	(0.31)
(特殊保証)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)
責任共有対象外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
(省エネ節電)	(2.10)	(1.90)	(1.70)	(1.50)	(1.25)	(1.00)	(0.80)	(0.60)	(0.40)

- ・特殊保証とは、割引根保証、当座貸越根保証（無担保当座貸越・カードローンも含む）を指します。
- ・セーフティネット保証など、上記区別保証料率を採用しない保証制度もあります。
- ・不動産担保の提供がある場合や、中小企業会計に準拠して決算書を作成し、確認書類の提出がある場合で一定の保証制度を利用する場合には、それぞれ0.1%の割引となります。

※「責任共有制度」とは、信用保証協会と金融機関で適切な責任共有を図り、連携して中小企業者に適切な協力をを行うことを目的とした、金融機関が一定のリスク（20%相当分）を負担する制度です。

## 【ご利用のメリット】



- 保証協会が公的保証人となることで信用力がアップし、円滑な借入、借入枠の拡大（特に無担保枠）が図られます。
- 金融機関との取引が初めての方、取引実績の浅い方、新規開業の方でも融資が受けやすくなります。
- 県・市町村と連携した制度融資の利用により低利かつ有利な条件での融資が受けられます。また、制度によっては保証料の補給があります。（保証料は税法上費用として認められていますので、損金に算入できます。）
- そのほかにも協会独自の保証制度を用意しており、中小企業の皆さまの多様なニーズにお答えしています。
- 経営支援・再生支援等について、迅速かつ適切な対応が図れるよう経営相談（無料）にも応じております。

## 【セーフティネット保証制度（経営安定関連保証）】

セーフティネット保証とは下記のような事由により事業活動に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者が利用できる制度です。

1号から8号までのセーフティネット保証の中で、特にご利用の多い認定が5号認定と7号認定です。

### 5号認定基準 経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っており、下記のいずれかに該当するもの

イ	最近3ヶ月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」)が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること
ロ	原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、最近3ヶ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること

注) 認定基準が変更されている場合がありますので、最新の認定基準につきましては保証協会・金融機関等にご確認ください。

### 7号認定基準 下記の全てに該当するもの

イ	指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること
ロ	指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること
ハ	金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること

#### 【保証限度額】 普通保証 2億円（組合4億円）

#### (別枠保証) 無担保保証 8,000万円

※通常保証の限度額2億8,000万円の他に、各号合算で、既存のセーフティネット保証（金融安定化特別保証制度含む）の残高を合わせて2億8,000万円（6号認定の場合は3億8,000万円）を限度としてご利用いただくことができます。

#### 【事務手続き】

セーフティネットの認定は市町村が行います。該当する中小企業の方は、法人であれば本社登記上の住所の市町村、個人であれば（住民票上の住所ではなく）主たる事業所の市町村の商工担当課等の窓口に必要資料を添えて提出し、認定を受けてください。認定書の原本を保証協会への申込書類に添付していただきます。

#### 【信用保証料率】

責任共有保証料率 0.44%～0.64%（7号・8号）

責任共有対象外保証料率 0.55%～0.80%（1号～6号）

#### 【担保】

担保は必要に応じて求めます。

#### 【連帯保証人】

保証人は原則として法人代表者を除き不要です。

	対象となる中小企業者
1号	大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受けている中小企業者
2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者
3号	突発的な災害(事故等)により影響を受けている中小企業者
4号	突発的な災害(自然災害等)により影響を受けている中小企業者
5号	全国的に業況が悪化している業種を営んでいる中小企業者
6号	金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
7号	金融機関の相当程度の経営の合理化に伴い借入が減少している中小企業者
8号	整理回収機構(RCC)に貸付債権を譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると認められた中小企業者

## 【その他の主な協会保証制度】

保証制度名	摘要		保証限度	保証期間	保証料率	備考
一般保証	一般的な事業資金に対応するための制度です。(長期・短期資金等あらゆる対応ができます)		1企業 2 億 8,000 万円 (組合は 4 億 8,000 万円)	適切な期間とします。	区別保証料	担保は必要に応じ。保証人は原則として法人代表者を除き不要。
根保証	手形貸付	手形貸付・割引について一定の限度内で反復・継続して利用できる制度です。	申込1件につき 100 万円以上 2 億 8,000 万円 (組合は 4 億 8,000 万円)	2 年以内	区別保証料	担保は必要に応じ。保証人は原則として法人代表者を除き不要。
	割引				区別特殊保証料	
当座貸越	保証付借入金の借換や複数の保証付借入金を集約できる制度です。		1企業 2 億 8,000 万円 (組合は 4 億 8,000 万円)	適切な期間とします。	区別保証料	担保は必要に応じ。保証人は原則として法人代表者を除き不要。
事業者カードローン 根保証	所定の借入請求書又は借入専用小切手等により簡便に、貸越極度額までの貸越がおこなえる制度です。		1企業 100 万円以上で 2 億 8,000 万円。ただし、原則として 5,000 万円までは無担保。	1 年間もしくは 2 年間	区別特殊保証料	5,000 万円を超えるものは担保が必要。保証人は原則として法人代表者を除き不要。
特定社債保証	中小企業が発行した社債(私募債)を金融機関と保証協会が共同で保証する制度です。		1企業 2,400 万円以上 4 億 5,000 万円(※1)	7 年以内	区別保証料	利用合計額が 1 億 6,000 万円を超えるものは原則担保が必要(※1)。保証人は不要。
「地方創生」応援 社債保証	特定社債保証の要件に該当し、地方創生の取り組みを行う中小企業者を支援する制度です。		1企業 2,400 万円以上 4 億 5,000 万円(※1)	7 年以内	区別保証料	利用合計額が 1 億 6,000 万円を超えるものは原則担保が必要(※1)。保証人は不要。
小口零細企業保証	小規模企業者への安定的な資金調達を目的とした制度です。		1企業 1,250 万円	10 年以内	区別保証料	担保は必要に応じ。保証人は原則として法人代表者を除き不要。
借換保証	保証付借入金の借換や複数の保証付借入金を集約できる制度です。		1企業 2 億 8,000 万円 (組合は 4 億 8,000 万円)	適切な期間とします。	区別保証料	担保は必要に応じ。保証人は原則として法人代表者を除き不要。
省エネルギー・ 節電支援保証	環境への配慮や経営改善を図るために、省エネルギー対策・節電対策に取組む中小企業者を支援する制度です。		1企業 5,000 万円	10 年以内	区別保証料	担保は原則不要。保証人は原則として法人代表者を除き不要。
経営力強化保証	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画の策定と計画の実行等を行う中小企業者を支援する制度です。		1企業 2 億 8,000 万円 (組合は 4 億 8,000 万円)	10 年以内	区別保証料	担保は必要に応じ。保証人は原則として法人代表者を除き不要。
新規応援保証	長野県信用保証協会を利用してない中小企業者の経営の安定と事業の発展を支援する制度です。		1企業 5,000 万円	10 年以内	区別保証料	担保は必要に応じ。保証人は原則として法人代表者を除き不要。
事業再生計画 実施関連保証	認定支援機関の指導等を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援する制度です。		1企業 2 億 8,000 万円 (組合は 4 億 8,000 万円)	15 年以内	0.80%以内	担保は必要に応じ。保証人は原則として法人代表者を除き不要。
経営者保証 ガイドライン対応保証	「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依らない融資を推進することを目的とした制度です。		1企業 2 億 8,000 万円 (組合は 4 億 8,000 万円)	運転資金 3 年以内、設備資金 5 年以内	区別保証料	担保は必要に応じ。保証人は不要。
災害緊急特別保証	災害等の発生により影響を受けている中小企業者を支援することを目的とした制度です。		1企業 8,000 万円	10 年以内	区別保証料	担保は必要に応じ。保証人は原則として法人代表者を除き不要。
設備応援みらい保証	設備投資に必要な資金を幅広く供給することにより、中小企業者の事業の発展を支援する制度です。		1企業 2 億 8,000 万円	無担保 15 年以内、有担保 20 年以内	区別保証料	担保は必要に応じ。保証人は原則として法人代表者を除き不要。
信州みらいチャレンジ 保証	金融機関と信用保証協会が連携して事業承継等の経営課題の解決を働きかけ、必要な事業資金の供給と課題解決に向けた取り組みを支援することを目的とした制度です。		1企業 1 億円	運転資金 7 年以内、設備資金 10 年以内	区別保証料	担保は必要に応じ。保証人は原則として法人代表者を除き不要。

※ 1 特定社債保証及び「地方創生」応援社債保証は、発行額の 80%を保証協会が保証しますので、本制度での発行限度額は 5 億 6,000 万円です。なお、発行は最低 3,000 万円以上で、1,000 万円単位です。また、原則として担保が必要となるのは、発行額が 2 億円を超える場合となります。

このほかにも保証制度がありますので、保証協会窓口へご相談下さい。

# 政府系金融機関・その他の関係融資制度のご案内

機関等	制度名	対象者	限度額	利率	貸付期間上限	保証人等	お問い合わせ先
日本政策金融公庫 中小企業事業	新事業活動促進資金	新連携や経営革新を行う方	7.2億円 うち運転2.5億円	設備20年(うち据置2年) 運転 7年(うち据置2年)	お客様のご希望を伺いながら相談させていただきます	松本支店 0263-33-0300	
	海外展開・事業再編資金	海外展開を行う方					
	経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)	社会的、経済的環境変化の中で、資金の導入をお考えの方			設備15年(うち据置3年) 運転 8年(うち据置3年)		
日本政策金融公庫 国民生活事業	普通貸付	事業を営むほとんどの業種の方	4,800万円 特定設備資金別枠7,200万円	設備10年(うち据置2年) 特定設備20年(うち据置2年) 運転 5年(うち据置1年) 〔特に必要な場合〕 7年(うち据置1年)	お客様のご希望を伺いながら相談させていただきます	長野支店 026-233-2141 松本支店 0263-33-7070 小諸支店 0267-22-2591 伊那支店 0265-72-5195	
	一般貸付	生活衛生関係の事業を営む方（飲食店、喫茶店、食肉食鳥肉販売業、氷雪販売業、興行場、一般公衆浴場業、旅館業、理容業、美容業、クリーニング業、サウナ営業、その他公衆浴場業）			13年(うち据置2年)		
	振興事業貸付	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって生活衛生関係の事業を営む方	設備 1.5 億円 ～ 7.2 億円 (業種によって異なる)	設備20年(うち据置2年) 運転 7年(うち据置2年)	お客様のご希望を伺いながら相談させていただきます		
	経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)	売上が減少するなど一時的に業況が悪化している方	4,800万円	設備15年(うち据置3年) 運転 8年(うち据置3年)			
	小規模事業者 経営改善資金 (通称マル経融資)	従業員数が 20 人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は 5 人）以下で商工会、商工会議所の推薦を受けた方	2,000万円	年 1.16% (平成29年2月10日現在)	設備10年(うち据置2年) 運転 7年(うち据置1年)	なし (無担保・無保証人)	
	生活衛生改善貸付	従業員数が 5 人以下（旅館業及び興業場営業は 20 人以下）の生活衛生関係の事業を営む方であって、生活衛生同業組合等の推薦を受けた方					
商工中金	普通貸付 (長期資金・短期資金)	中小企業等協同組合法で設立された組合であって、金庫の株主となった組合及びその組合員	ご相談ください	ご相談ください	設備15年(うち据置2年) 運転10年(うち据置2年)	保証人・担保は必要に応じて要する	長野支店 026-234-0145 松本支店 0263-35-6211 諏訪支店 0266-52-6600
商工貯蓄共済融資制度		商工貯蓄共済制度に加入し、掛金を 6 か月以上正常に納付されている方	加入口数 1 口につき 100 万円以内で 2,000 万円を限度	年 1.975%～2.85%	設備10年(うち据置6か月) 運転 7年(うち据置6か月)	原則県信用保証協会保証付	取扱金融機関 県内指定金融機関 お問い合わせ 商工会、商工会連合会
		商工貯蓄共済制度に加入し、掛金を 6 か月以上正常に納付されている方のうち指定された災害地の事業者	設備2,000万円 運転1,000万円	年 1.85%～3.05%	設備10年(うち据置1年) 運転 7年(うち据置1年)		
小規模企業共済契約者貸付制度 (一般貸付)		小規模企業共済加入後、貸付資格判定時（4月末日または 10 月末日）までに 12 か月以上掛金を納付している方（納付掛け金の要件あり）	掛金残高の 70%～90% 以内で 10 万円以上 2,000 万円以内	年 1.5%	6 か月～5 年 (貸付額により貸付期間の上限がある)	なし	借入者が登録した金融機関 指定のない場合 商工中金
中小企業倒産防止共済制度 経営セーフティ共済制度	共済金貸付	経営セーフティ共済の加入者で、加入後 6 か月以上経過、6 か月以上掛金を納付している方で、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合	掛金の 10 倍以内で被害相当額上限 8,000 万円	無利子 ただし、貸付額の 1/10 に相当する額が納付した掛金から控除されます	5 年～7 年 (うち据置 6 か月、貸付額により償還期間が異なる)	なし	登録取扱機関の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、取扱金融機関
	一時貸付	経営セーフティ共済の加入者で、12 か月以上掛金を納付している方	機構解約の場合の解約手当金の 95% 以内	年 0.9%	1 年	なし	お問い合わせ 中小企業基盤整備機構コールセンター 050-5541-7171
地域再生支援利子補給金制度		県が策定した地域再生計画に基づき、県内の工場等の新設・増設を行おうとする方	ご相談ください ※地域再生支援利子補給金制度は、対象企業に対して融資した場合に、国から金融機関に対して利子補給を行う制度です				県産業立地・経営支援課又は、最寄りの金融機関にお問い合わせください。

※ 最新の利率等は各機関・お問い合わせ先にご確認ください。